



車椅子引いてたら、笠川さん：とにかくテレビの反響すごくありました。

野宿生活や建設日雇いを金ヶ崎で経験した人が、ヘルパー資格を取り、ふたたび金ヶ崎で、野宿体験のある高齢単身者を介護する、いわゆる「釜・釜介護」がNHKで取材報道されました。放映された3週間後、浪速区の元気百倍ネットのディセンターに、テレビで登場したおふたりのヘルパー、笠川さん58歳(間さん42歳)を訪ね、反響やその後の介護の状況、思いなどを聞きました。

野宿生活から脱出した高齢者でアルコール依存の問題をかかえる藤本さん(72歳)と、介護する間さん(42歳)を訪ね、反響やその後の介護の状況、思いなどを聞きました。

野宿生活から脱出した高齢者でアルコール依存の問題をかかえる藤本さん(72歳)と、介護する間さん(42歳)を訪ね、反響やその後の介護の状況、思いなどを聞きました。



NHK総合、2003年4月11日  
関西クローズアップ  
19時30分～19時55分に放映。  
翌日再放送。

## 自雇い・野宿の仲間を介護して NHK放映「もう野宿にはもどさない」の現場とその舞台裏(上)

### なにわ路情への読者の声

医療情報などが好評、仕事につながる話が不足? なにわ路情への読者の声

2月の準備号、4月の創刊号を配布する中、読者のみなさまから本紙への期待とともに、注文も寄せられています。

新聞は、ほとんどの野宿生活者のみなさんが快く受け取ってくれ、「ごくろうさん」「ありがとう」と応えてくれる人も少なくありません。大阪城公園では、創刊号について「野宿脱出の成功話ではなく、情のある記事があつてよかったです」と、読者の中には、「全国の野宿者数2万500人の調査結果の記事をめぐっては「こんなに少ないわけがない」などと話題になっていました。淀川の河川敷でも「いろんな人の体験談を読んで、自分も何かしなければと思つた」との声を聞きました。

一方、注文では、やはり「仕事に直接つながる情報がほしい」という要求が切実です。自立支援センターや巡回相談、技能講習などの「情報」をお知らせするのはもちろん、いかに仕事の改善することも急務です。

「なにわ路情」は2ヶ月に一回発行の小規模で非力な新聞に過ぎませんが、これからも野宿の当事者のみなさんの意見を聞き、できるだけ紙面に反映するよう努めます。



■ 写真は日野さんの直筆の手紙

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

第四章 民間団体の能力の活用等

第五条 この法律は、公

第六条 この法律は、

第七条 この法律は、

第八条 この法律は、

第九条 この法律は、

第十条 国は、ホームレスの自立の支援等についている役割の重

第十二条 国及び地方公

第十三条 国及び地方公

第十四条 国は、ホーム

第十五条 公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられないときは、ホームレスの自立の支援等を行つて、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第十六条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第十七条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第十八条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第十九条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第二十条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第二十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第二十二条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第二十三条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第二十四条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第二十五条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第二十六条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第二十七条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第二十八条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第二十九条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第三十条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第三十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第三十二条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第三十三条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第三十四条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第三十五条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第三十六条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第三十七条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第三十八条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第三十九条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第四十条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第四十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第四十二条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第四十三条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第四十四条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第四十五条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第四十六条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第四十七条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第四十八条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第四十九条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第五十条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第五十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第五十二条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第五十三条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第五十四条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第五十五条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第五十六条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第五十七条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第五十八条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第五十九条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第六十条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第六十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第六十二条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第六十三条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第六十四条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第六十五条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第六十六条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第六十七条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第六十八条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第六十九条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第七十条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第七十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第七十二条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第七十三条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第七十四条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第七十五条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第七十六条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第七十七条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第七十八条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第七十九条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第八十条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第八十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第八十二条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第八十三条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第八十四条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第八十五条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第八十六条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第八十七条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第八十八条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第八十九条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は、相互の緊密な連携の確保に努めるとともに、その

第九十条 都市公園その他の公共の用に供する施設を、その適正な利用が妨げられない場合は